

公益財団法人東京都体育協会 理事長 様
公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 理事長 様
一般社団法人東京都レクリエーション協会 会長 様

東京都オリンピック・パラリンピック準備局
スポーツ推進部長 鈴木 研二
(公印省略)

新型コロナウイルス感染再拡大防止に伴う各種事業の取扱いについて（通知）

平素より、東京都のスポーツ振興事業への御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
貴団体と共催等により実施する下記の各事業の取扱いについては、令和3年9月30日付、3才推事第343号により通知しているところです。

このたび、都はリバウンド防止措置期間を令和3年10月24日をもって終了し、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、基本的対策徹底期間（令和3年10月25日から11月30日まで）に移行いたします（イベントの開催制限については令和3年10月31日から）。

つきましては、令和3年11月30日までに予定されている下記事業の実施に当たっては、基本的な感染防止対策を徹底するなど、基本的対策徹底期間における対応を踏まえた実施をお願いいたします。

11月30日以降の対応につきましては、改めてお知らせいたします。

大変恐縮ではございますが、ご理解・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

記

1 対象事業

(1) 事業対象期間が通年（令和3年4月1日から令和4年3月31日）の事業

- ア シニアスポーツ振興事業
- イ ジュニア育成地域推進事業
- ウ 競技力向上事業
- エ トップアスリート発掘・育成事業
- オ スポーツ・インテグリティ推進事業
- カ テクニカルサポート事業
- キ アスリート・キャリアサポート事業
- ク 都民参加事業及びその他東京都広域スポーツセンター関係事業

(2) スポーツ大会等の事業（上記を除く）

- ア 都体協との共催事業
- イ 事業団との共催事業
- ウ 都レク協との共催事業

2 送付資料

基本的対策徹底期間における対応（令和3年10月21日）

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/020/469/20210928/20211021.pdf

以上